

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係規則等の制定等について（案）

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 ほか

### 3 改正の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条には、教育委員会の職務権限が定められており、また、同法第22条には市長の職務権限が定められています。

一方、同法第23条では、条例の定めるところにより、教育に関する事務である図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるものの設置、管理及び廃止に関する事、スポーツに関する事並びに文化に関する事（文化財の保護に関する事を含む。）について、同法第21条及び第22条の規定にかかわらず、特例として、市長が管理し、及び執行することが可能となっています。

本市としては、上記の全ての事務について、市長が管理し、及び執行することで、教育的な枠を超えて市の他部署や民間企業等とも連携し、市長部局の広い視野の下で、幅広く多面的な施設の活用や経済政策、観光政策等の施策と一体的に事業を推進することを可能とするために、「静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を制定し、あわせて関連する規則等の制定等を行うものです。

### 4 規則等の案の内容（改正の内容）

次に掲げる事務を市長が管理し、及び執行するために必要となる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条に基づく条例の制定に併せて、関連する規則等を制定等することを検討しています。

①静岡市登呂博物館、静岡市芹沢銈介美術館及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

②スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。

③文化に関する事。

### 5 規則等を施行する時期（予定）

令和7年4月1日

### 6 その他

今回制定等しようとする規則等は、静岡市議会2月定例会において「静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」議案が議決されることを前提にしています。